

図書館利用の皆様へ

図書館利用カードの更新手続きをお願いします。

平成23年4月より、檀原市立図書館の利用カードについて、3年の有効期限を設けて、ご住所等の確認をさせていただくことになりました。

更新対象の方には、貸出の時などに有効期限日の60日前からお知らせいたしますので、下記の事項をご確認のうえ、更新の手続きをお願いします。

更新手続きに必要なもの

- ① 図書館利用カード
- ② 「更新申請書」（図書館で配布しています。また、ホームページからダウンロードもできます）
- ③ 現住所を確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）
県外にお住まいの方は県内に通勤・通学していることを確認できるものも併せて必要です。

更新手続きの時期

- 平成23年4月から始めます。（更新はいつでもおこなうことができます。）
- 有効期限日の60日前から貸出手続き時にお知らせします。
（有効期限日は更新時期が集中しないように分散させています。）

区 分	有効期限日
平成21年2月までにカード作成の方	平成23年の6月5日以降の直近の誕生日が有効期限日になります。
平成21年3月以降に新規にカードを作成された方	その日から3年後が有効期限日になります。
平成21年3月以降にカード再発行、または住所変更の届出をされている方	その日から3年後が有効期限日になります。

※有効期限日の確認は図書館カウンターでお問い合わせください。

更新手続きをしないと・・・

- ・有効期限日を過ぎると貸出ができなくなります。また、ホームページや携帯サイト、図書館内のパソコンからのログインができなくなり、貸出延長や予約申し込みができなくなります。
- ・有効期限日を過ぎたカードでも3年以内に更新手続きを行えば使えるようになります。
- ・有効期限日から3年以上経過した方の利用カードのデータは削除しますので、改めてカード作成の申し込みが必要になります。

更新手続きが必要な理由

檀原市立図書館では、利用カードの作成した後の更新（登録内容の確認）を行っておりませんでした。そのため、ご住所等に変更があっても登録内容の変更をされていない方や、転居等の理由により図書館を利用されなくなった方、あるいは長期間のご利用のない方の情報がそのまま残されています。このような状況は個人情報の管理上望ましくありません。

以上のことから、登録情報を確認するため3年ごとに更新手続きをお願いするものです。